

「(2) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」の留意事項

【「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」より抜粋】

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

(略)

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、①支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

(中略)

今後、1 (1) の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の a 訂正の時点 又は b その後 において、当該 ② 訂正後の支出全体の状況 又は当該 ③ 訂正内容 について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

(以下略)

① 「支出内容に係る訂正」とは、収支報告書の支出に係る訂正のうち、誤字、脱字の訂正等訂正された支出の内容が訂正前と実質的に同一といえるような訂正以外のものを意味すること。

② 「訂正後の支出全体の状況」の確認とは、登録政治資金監査人が、収支報告書の訂正に伴い、訂正のなかった部分も含めた支出全体について確認を行うことを意味すること。

この確認を行う場合には、以下の点について留意すること。

ア 収支報告書の確認

収支報告書は既に総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出されているため、収支報告書に代えて、以下の場合に応じ、それぞれ以下の書類を対象として確認を行うこととなること。

a 収支報告書の「訂正の時点」において「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出するため、当該訂正に先立って確認を行おうとする場合

総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正を申し出るために会計責任者が作成した訂正箇所及び訂正内容を明らかにした書面並びに既に提出されている収支報告書の写し

b 収支報告書の訂正の「後」において「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出するため、確認を行おうとする場合

当該訂正後の収支報告書の写し

イ 既に提出された領収書等を徴し難かった明細書等の確認

既に提出されている領収書等を徴し難かった明細書等（*振込明細書に係る支出目的書を含むことに留意。）については、当該明細書等に代え、当該明細書等の写しで確認を行うこととなること。

ウ 政治資金監査マニュアルの記載例に準じて作成する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」の記載

- ・ 「2 監査の結果（1）」の保存書類には、保存されていることを確認した書類を実態に応じて記載すること。
- ・ 「2 監査の結果（3）」の収支報告書に関する記載及び「2 監査の結果（4）」の領収書等を徴し難かった明細書等に関する記載は、上記ア又はイにより、写しで確認した場合も記載例どおり記載することとして差し支えないこと。この場合、収支報告書及び既に提出された領収書等を徴し難かった明細書等の確認方法について、下記例のとおり末尾に注記することとして差し支えないこと。

（例1）上記ア a の場合（既に提出された領収書等を徴し難かった支出の明細書等がある場合には（）内の文言を加えること。）

（注）訂正後の支出状況に係る政治資金監査を行うに当たり、収支報告書及び既に提出された領収書等を徴し難かった支出の明細書等の確認は、訂正を申し出るために会計責任者が作成した訂正箇所及び訂正内容を明らかにした書面並びに提出されている収支報告書（及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等）の写しで行った。

（例2）上記ア b の場合（既に提出された領収書等を徴し難かった支出の明細書等がある場合には（）内の文言を加えること。）

（注）訂正後の支出状況に係る政治資金監査を行うに当たり、収支報告書及び既に提出された領収書等を徴し難かった支出の明細書等の確認は、当該訂正後の収支報告書（及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等）の写しで行った。

③ 「訂正内容」の確認とは、登録政治資金監査人が、収支報告書の訂正に伴い、訂正のあった支出の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額について確認を行うことを意味すること。

この確認を行う場合、以下の場合に応じ、それぞれ以下の書類を対象として確認を行うこととなること。

a 収支報告書の「訂正の時点」において「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出するため、当該訂正に先立って確認を行おうとする場合

総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正を申し出るために会計責任者が作成した訂正箇所及び訂正内容を明らかにした書面

b 収支報告書の訂正の「後」において「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出するため、確認を行おうとする場合

当該訂正後の収支報告書の写し

なお、「訂正に係る政治資金監査報告書」の収支報告書の訂正内容等の確認の基礎となる書類の記載については、訂正内容の確認に用いた書類を実態に応じて記載すること。